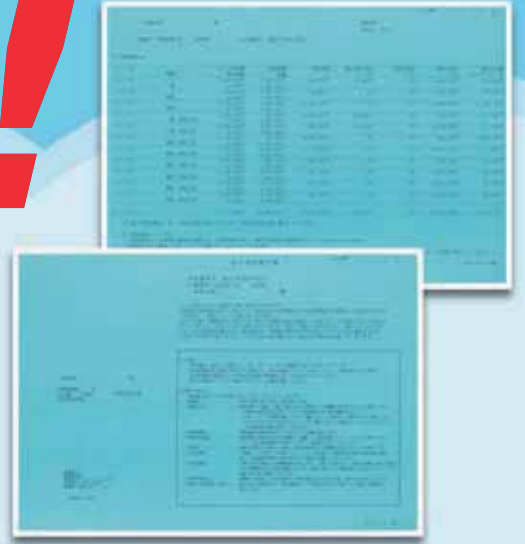


新取引残高報告書 誕生!

平成23年(2011年)
6月より、取引残高報告書に
「**運用収支額**」を新たに
記載いたします。

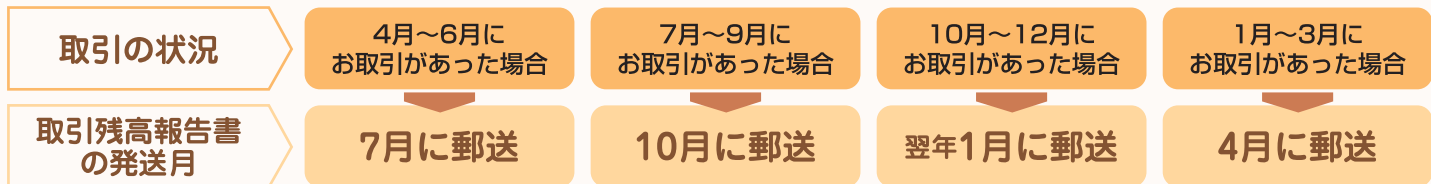


取引残高報告書とは…
投資信託のお預かり残高とお取引明細の状況を定期的に郵送によりお知らせする報告書です。

運用収支額とは
評価損益に「**税引後の分配金**」「**売買損益**」を加味しています。
詳しくは(3)「ご参考資料」をご確認願います

取引残高報告書はどのようなときに作成されるの？
原則として年4回、3・6・9・12月の各月の末日(ただし末日が銀行営業日でない場合は直前の営業日)を基準日として作成し、翌月中旬頃にお送りします。
ただし直前3ヵ月にお取引がない場合には取引残高報告書は作成されません。お取引がない場合、1年に1回作成されます。

取引残高報告書の郵送サイクル



1 お預かり証券残高、お申込金残高等の明細

お客さまの資産残高の目安としていただくために、
作成基準日現在の「数量」「個別元本」「基準価額」「時価評価額」を商品別に記載しております。

滋賀 太郎 様

株式会社 滋賀銀行
取扱店: 本店営業部

口座番号 110-0-1234567 作成基準日: 2011年06月30日

【お預かり証券残高、お申込金等残高の明細】

◇国内投信

ファンド名	1 種類	2 数量	3 個別元本	4 基準価額	5 時価評価額
Aファンド	累投	1,000,000口	14,000.00円	14,200円	1,420,000円
Bファンド	累投	500,000口	6,000.00円	5,200円	260,000円
小 計					1,680,000円

1 種類

当行では原則「累投」形式でお取引いただいております。
(投資信託「チェルシー・シリーズ」を除く)

2 数量

投資信託の数量は「口数」によって表示されます。

3 個別元本

お客さまが購入されたときの基準価額です。(手数料などの諸経費は含まれません)
ただし以下の場合は購入時の基準価額と一致しない場合があります。

A これまでに特別分配金をお受取いただいている場合

特別分配金の額だけ、個別元本の額を減額する調整が行われます。

B 同一ファンドを複数回に分けてご購入いただいている場合

個別元本の変更(移動平均による再計算)を行います。

4 基準価額

作成基準日時点でのあくまで参考となる単価ですので、実際にお取引できる単価とは異なります。

5 時価評価額

作成基準日のお預かり残高について商品別の評価額を記載しております。

時価評価額＝

「数量(口)」×「基準価額(報告書作成基準日現在)」÷10,000



2 お取引の明細

1 一般のお取引 記載対象期間におけるお取引の明細を日付順に記載しています。

滋賀 太郎 様										株式会社 滋賀銀行 取扱店: 本店営業部	
口座番号 110-0-1234567		作成基準日: 2011年06月30日									
【お取引の明細】(今回ご報告期間 2011年04月01日～2011年06月30日)											
◇一般のお取引(国内投信)											
取引	ファンド名	1 受渡日	2 約定日	種類	数量	単価	約定金額	5 受渡金額			
訂正	訂正日	手数料	消費税	取引前個別元本	課税対象額	8 国税	地方税	分配金	信託財産留保額		
お預り(買付代金)	Dファンド			04.01	累投 3 特定口座				1,015,750円		
買付	Dファンド	04.08	04.01	累投	特定口座	1,000,000口	10,000円	6 1,000,000円	1,015,750円		
	15,000円	750円									
解約	Eファンド	04.15	04.08	累投	特定口座	500,000口	4 9,000円	450,000円	450,000円		
	0円	0円	10,000円		9 0円	0円	0円				

1 受渡日

売却の場合の受渡日には、換金代金を指定預金口座に入金させていただいた日を表示します。

2 約定日

お客さまからのお申し込みに基づきご注文を発注した日が表示されます。

3 特定口座

特定口座にてお買い付けの場合、または特定口座にてお預かりしている銘柄を売却された場合「特定口座」と記載されます。

4 単価(解約価額)

ファンド解約時に、信託財産留保額が必要なファンドの場合、解約時の約定単価は、基準価額から信託財産留保額分を控除した解約価額が適用されます。解約価額が個別元本を上回る場合、超過分がお客さまの収益とみなされ課税対象額となります。

5 受渡金額

- 買付の場合 6 約定金額(数量×単価÷10,000)+7(手数料(お申し込み手数料)+手数料の消費税)=受渡金額
- 解約の場合 6 約定金額-8 国税・地方税=受渡金額

※特定口座のお客さまの解約時税金9…課税対象額・税金は0円と表示されます。特定口座(源泉徴収あり)のお客さまについては、ファンド解約の都度送付される「特定口座源泉徴収(還付)明細書」に税金の支払・還付状況等を記載しています。

2 「積立のお取引」「分配金のお取引」「再投資のお取引」「償還金のお取引」「特定口座源泉徴収還付」のお取引

報告対象期間中に発生した上記お取引についてご確認いただけます。

Fファンドを毎月10,000円
お積み立ての場合

下記事例の場合、(1)26,552口×(2)3,689円÷10,000
+(3)196円+(4)9円=(5)10,000円(=積立金額)と計算されます。

◇積立のお取引(国内投信)

取引	ファンド名	受渡日	約定日	種類	数量	単価	約定金額	受渡金額
お預り(買付代金)	Fファンド	04.08						10,000円
買付	Fファンド	04.08	04.02	累投	1 26,552口	2 3,689円	9,795円	5 10,000円
		3 196円	4 9円					

Gファンドの分配金が100円
(普通分配金60円2 特別分配金40円3)の場合

下記事例の場合、1 1,000,000口×2 3(60円+40円)÷10,000
-(4)420円+(5)180円=(6)9,400円(お受取分配金額)
と計算されます。

◇分配金のお取引(国内投信)

取引	ファンド名	支払開始日	決算日	種類	数量	普通分配金単価	特別分配金単価	受渡金額
訂正	訂正日	分配前個別元本	分配後の基準価額	普通分配金	特別分配金	国税	地方税	特定口座通算受入状況
分配金	Gファンド	04.15	04.10	累投 特定口座	1 1,000,000口	2 60.00円	3 40.00円	6 9,400円
		10,000.00円	9,960円	6,000円	4,000円	4 420円	5 180円	7 特定口座通算受入
お支払(分配金支払)	Gファンド		07.15					9,400円

7 特定口座通算受入

特定口座(源泉徴収あり・配当通算あり)に分配金を受け入れた場合は、「特定口座通算受入」と表示しています。(平成22年1月より実施しています)

3 ご参考資料

報告書作成基準日現在の損益状況が確認できます。

運用収支額とは

各ファンド保有期間中の評価損益も含めた収支額のことです。評価額 **A**、受取分配金累計 **B**、売却金累計 **C** の合計から、購入金累計 **D** を差し引いて算出します。

☆「分配金込み」「一部売却時の損益込み」後の損益を「ご参考資料」として表示します。

☆作成基準日現在の **解約価額** (基準価額 - 信託財産留保額) で評価しています。

【ご参考資料】								
ファンド名		A 評価額 [1] 解約価額 [2]	取得金額 [3] 数量	評価損益 [4]	受取分配金累計 [5] B	売却金累計 [6] C	購入金累計 [7] D	運用収支額 [8] (A+B+C-D)
Hファンド	種類	900,000円	1,000,000円	-100,000円	250,000円	0円	1,000,000円	150,000円
	累投 特定口座	9,000円	1,000,000口					
Iファンド	種類	1,170,000円	1,000,000円	170,000円	0円	0円	1,000,000円	170,000円
	累投 特定口座	9,000円	1,300,000口					
Jファンド	種類	900,000円	1,000,000円	-100,000円	200,000円	1,200,000円	2,000,000円	300,000円
	累投 特定口座	9,000円	1,000,000口					
合計		2,970,000円	3,000,000円	-30,000円	450,000円	1,200,000円	4,000,000円	620,000円

I 分配金を受取っている(上記Hファンド)場合

受取分配金(上記B)に加算され、運用収支額(分配金込みの損益)を算出します。

II 分配金を再投資している(上記Iファンド)場合

再投資された口数が「数量」に加算され、運用収支額(分配金再投資込みの損益)を算出します。

III 一部売却を行った(上記Jファンド)場合

売却金累計(上記C)に加算され、運用収支額(売却損益込みの損益)を算出します。

ご留意事項

- 全部売却をされた場合、そのファンドの累計データはリセットされます。
- 「お預かり証券残高、お申込金等残高の明細」は基準価額での評価、「ご参考資料」は解約価額(基準価額 - 信託財産留保額)で評価しているため、評価額が異なることがあります。
- 「ご参考資料」は確定申告等の税務資料としてはご利用いただけません。
- 「取引残高報告書」は「受渡日基準」で作成していますが、「ご参考資料」は「代金計算日基準」で作成しているため、数量等が相違していることがあります。

用語の説明

- [1] 評価額 作成基準日時点の評価額 (「数量」×「解約価額」÷ 10,000) を表示します。
- [2] 解約価額 作成基準日時点の1万口あたりの解約時の適用価額 (基準価額 - 信託財産留保額) を表示します。
- [3] 取得金額 作成基準日時点に保有する残高取得に要した合計金額 (お申込手数料、消費税を含みます) を表示します。
- [4] 評価損益 「評価額」 - 「取得金額」を表示します。
- [5] 受取分配金累計 税引後のお受け取り分配金の累計額を表示します。(再投資された分配金は含みません)
- [6] 売却金累計 一部売却代金の累計額を表示します。
- [7] 購入金累計 購入金額の累計額 (お申込手数料、消費税を含みます) を表示します。
- [8] 運用収支額 「評価額」 + 「受取分配金累計」 + 「売却金累計」 - 「購入金累計」を表示します。

投資信託についてのご留意事項

- 投資信託は、預金保険の対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり、元本および利息の保証はありません。
- 投資信託の基準価額は、組み入れ有価証券等の値動きにより変動するため、お受取金額が投資元本を割り込むリスクがあります。外貨建て資産に投資するものには、この他に通貨の価格変動により基準価額が変動するため、お受取金額が投資元本を割り込むリスクがあります。これらのリスクはお客さまご自身が負担することとなります。
- 投資信託は、ご購入等に各種手数料がかかります。
 〈販売手数料(お申込代金の最大3.675% [税込]) + 信託報酬(純資産総額に対し最大年率2.1% [税込]) + 信託財産留保額(換金時の基準価額の最大0.5%)〉その他に、監査報酬や有価証券売買時の売買委託手数料を間接的にご負担いただきます。なお、売買手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため表示することができません。詳細は各商品の「契約締結前交付書面」および「目論見書」でご確認ください。投資信託のご購入額には販売手数料および販売手数料にかかる消費税を含みます。
- 投資信託のご購入に際しては、必ず最新の目論見書により商品内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。「目論見書」は滋賀銀行の本支店等にご用意しています。
- ご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は各運用会社が設定・運用を行っているもので、当行ではお申し込みの取り扱い等を行っています。
- 当資料は滋賀銀行が作成したもので、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。また、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- 当行は登録金融機関業務関連におけるお客さまからの苦情および紛争の解決を図るに当たり、以下の機関等を利用します。

特定非営利活動法人 証券・金融あっせん相談センター	電話番号 0120-64-5005
一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談所	電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

株式会社滋賀銀行 登録金融機関 所属協会: 日本証券業協会
近畿財務局長(登金)第11号 社団法人 金融先物取引業協会